

目 次

○第1号（6月30日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議案第67号 教育委員会委員の任命について	4
日程第 4 議案第69号 教育委員会委員の任命について	5
日程第 5 議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
閉 会	9

令和 7 年 第 5 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

6 月 3 0 日 (月)

令和 7 年第 5 回榛東村議会臨時会会議録第 1 号

令和 7 年 6 月 3 0 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

令和 7 年 6 月 3 0 日（月曜日）午後 2 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 6 7 号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 議案第 6 9 号 教育委員会委員の任命について

日程第 5 議案第 6 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	新 井 佐智子 君	2 番	一 倉 靖 子 君
3 番	柳 岡 利 精 君	4 番	宮 崎 法 文 君
5 番	浅 見 隆 君	6 番	須 田 仁 美 君
7 番	三 俣 実 君	8 番	波多野 佐和子 君
9 番	中 島 由美子 君	10 番	生 方 勇 二 君
11 番	善養寺 孝 君	12 番	清 水 健 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務企画課長	一 倉 学 君	税務会計課長	早 川 弘 行 君
住民生活課長	富 澤 光 彦 君	健康保険課長	碓 井 由 果 君
産業振興課長	狩 野 宏 記 君	建設課長	山 口 誠 一 君
上下水道課長	岡 部 貴 一 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	湯 澤 知佐子 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午後2時開会・開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和7年第5回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番三俣実議員、8番波多野佐和子議員を指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託しておりますので、議会運営委員会委員長から委員長報告を求めます。

10番生方勇二議員。

〔議会運営委員会委員長 生方勇二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（生方勇二君） 令和7年第5回榛東村議会臨時会の会期の決定について報告を行います。

6月26日午前9時30分から、301会議室において、欠席委員を除く委員5人及び議長、執行からは村長、副村長、関係課長出席の下、令和7年第5回榛東村議会臨時会の会議の決定について協議を行いました。協議の結果、本臨時会の会期につきましては、本日令和7年6月30日の1日限りとすることに決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年6月30日、議会運営委員会委員長、生方勇二。

○議長（善養寺 孝君） 委員長報告が終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第67号 教育委員会委員の任命について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第67号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 議案第67号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の岡部京子さんの任期が本年6月30日をもって満了となります。そこで、新たな委員として荒瀬英之さんを教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

荒瀬氏は県内の小・中学校において、昭和56年から教諭として教壇に立ってきました。平成27年からの3年間は、校長として優れた手腕で学校経営を行っており、その長い経験で培った高い識見を有し、教育に関する熱意が非常に高い方でございます。また、退職後の令和4年度には、榛東村教育委員会で社会教育指導員として、子どもたちの健全育成のための青少年に関連する事務事業に従事し、本村の教育行政に多大な貢献をしていただきました。

加えて、令和5年・令和6年度の2年間は、これまでの豊富な知識と経験を生かし、地元自治会長として活動いただき、地元住民からの人望も厚い方であります。

つきましては、本年7月1日から、荒瀬氏を教育委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員の任期は4年でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第67号につきましては、人事案件でございますので、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1 番新井議員。

〔1 番 新井佐智子君発言〕

○1 番（新井佐智子君） 先ほどご説明いただきました教育委員会委員さんの任期ということで、6月30日に任期が満了されるというお話があったかと思うんですが、本来であれば、任期満了の日が分かっているお話ですので、6月の定例会において上程される議案ではないかと思うのですが、本日最終日ということで、任期満了の日になって提出された理由についてお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時7分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

先ほどの議長のことに對して、取り消したいと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

また、1番新井議員の發言を取り消してもらいたひんですけれども、お願ひします。

〔1番 新井佐智子君發言〕

○1番（新井佐智子君） 先ほど私の申し上げた發言につきまして、取り消させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、ご異議ござひませんか。

〔「異議なし」の聲あり〕

○議長（善養寺 孝君） 直ちに採決を行います。

議案第67号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第4 議案第69号 教育委員会委員の任命について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第69号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 議案第69号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の萩原敏夫さんの任期が本年6月30日をもって満了となります。そこで、新たな委員として小林龍介さんを教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

小林氏は温厚実直な人柄で、現在自営業であり、優れた視点を有しております。加えて、平成18年から榛東村消防団員として、長きにわたり村民の安全・安心を守るためご尽力されていただきました。そして、令和元年からの2年間は、消防団の第4分団長としてリーダーシップを遺憾なく發揮され、様々な経験の中で養った高い見識を有しております。

また、お子さんを養育する保護者でもあり、南幼稚園PTA会長を務めた経験もあり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の委員に保護者を含むという条項の規定からも、委員と

してふさわしい方だと思っております。

つきましては、本年7月1日から、小林氏を教育委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は4年でございます。よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第69号につきましては、人事案件でございますので、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第69号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第5 議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明をさせていただきます。

議案書につきましては、1ページでございます。

まずは議案書、議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書につきましては、2ページをご覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の別表第3中を次のように改正するものでございます。

続きまして、議案参考資料1ページをご覧ください。

趣旨・目的ですが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等が令和7年6月4日に施行され、この改正に基づき、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことに伴い、選挙長等の報酬を改めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬の所要の改正を行うものでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正は、最近における物価の変動等を考慮いたしまして、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、地方公共団体に交付するものの基準等を改定することを目的として行われたものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとなります。

説明につきましては以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま説明がありましたが、議案参考資料の概要の報酬の額、これ、若干ばらつきがあるのは、国の基準がこういうばらつきなのか、国の基準とそっくりそのまま上げたのかどうかということと、あと、選挙長から選挙立会人まで、単価がいろいろ違うんですけれども、どういう役割なのかというのを説明をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの質問にお答えいたします。

こちらの費用につきましては、情報による国からのお示しされた報酬の額ということで、若干職名によりまして、ばらつきのほうはございます。

また、こちらの役職といたしまして、選挙長をはじめ各投票所の管理者につきましては、本村でいます投票所における投票管理者、また、期日前投票の投票管理者におきましては、現在、村の役場村民ホールで行われております投票、期日前投票の投票管理者ということで、その現場のほうの場所を指揮系統する職員という形の管理者ということでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

9 番中島議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 今、質問が足りなかったようですが、選挙長から始まって、投票管理者まで説明があったんですけども、その下もちょっと、どういう場所に位置する役割だということを説明をお願いします。

それと、今、投票管理者というところで、職員という名前が出てきたんですけども、この場合は選挙管理委員さんじゃなくて、投票管理者に職員になっている場合は、職員に別途支給されるということでしょうか。

以上2問。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時18分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 職名のところで、投票管理者等につきましては、投票所において管理する者でございます。また、投票所の立会人、期日前投票所の立会人、こちらにつきましては、投票立会人となっておりまして、投票所の立会いを行う、選挙の執行をこちらで立会人の方が見ていただく立場の方でございます。また、開票立会人、選挙立会人等につきましては、開票所における立会人、選挙立会人ということでございます。

そして、先ほど、投票所の管理者のところで職員のお話ございました、こちらは選挙管理委員会以外にも、今、職員のほうが投票所の投票管理者になるということもございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、あと補足の説明なんですけれども、そのときに報酬等は、職員の場合は支払われておりません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第68号につきまして、議会運営委員会においては、委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第68号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第68号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで、令和7年第5回榛東村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時21分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 三 俣 実

榛東村議会議員 波 多 野 佐 和 子